平成３０年（フ）第１７号
北海道空知郡奈井江町字奈井江762番地10
宮村団地３棟９号
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
北海道樺戸郡新十津川町字中央89番地127
債務者　宇高　　勝
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
北海道赤平市若木町南１丁目１番地　朝陽台団地　１―405号室
債務者　高杉のぞみ（旧姓増倉）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
北海道室蘭市宮の森町３丁目12番10号、前住所北海道室蘭市宮の森町１丁目10番11―208号
債務者　横尾　勝広
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
北海道伊達市有珠町36番地１　潮香園、前住所北海道虻田郡洞爺湖町青葉町19番地18　新青葉団地２号棟102号
債務者　生山　和弘
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
北海道帯広市東14条南４丁目１番地62
債務者　櫻井　　徹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
群馬県高崎市金古町1330番地　鈴木アパート２－１号、前住所群馬県高崎市金古町227番地１　松本工業貸家西－５号棟
債務者　林　　聡一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１２４号
群馬県高崎市高砂町25番地３　市住１棟410号
債務者　石井　芳子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１２８号
群馬県高崎市新町3238番地７
債務者　井上ゆかり
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２８号
新潟県胎内市横道201番地
債務者　山下　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３０号
新潟県胎内市中村浜697番地86
債務者　福島　政寿
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜4164番地544　スギモトハイツ２号、前住所新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜3927番地
債務者　前島　孝義
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第５２２号
堺市南区槇塚台１丁10番16―308号
債務者　木下　夕菜
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３９号
堺市東区南野田145番地４　（２棟306号）
債務者　大塚　好美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
香川県高松市上林町846番地　ディス・リヴィエール105号室
債務者　木内　直人
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４８号
香川県坂出市京町３丁目７番27号　労住協第11ビル京町マンション603号
債務者　石原　雅信
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部